

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2489号

平成25年7月23日火曜日 第2489号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定居宅サービス事業者の指定 (長寿介護課) 558 指定介護予防サービス事業者の指定 (") 558 指定居宅サービス事業の廃止 (") 559 指定居宅介護支援事業の廃止 (") 559 指定了競予防サービス事業の廃止 (") 559 指定介護予防サービス事業の廃止 (") 559
指定居宅サービス事業の廃止
指定居宅介護支援事業の廃止
指定介護予防サービス事業の廃止
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(農地整備課) 560
保安林の指定施業要件の変更(4件)(森林整備課) 560
漁業免許の内容等の公示(水産課)561
介護員養成研修事業者の指定(中予地方局地域福祉課) 561

告 示

○愛媛県告示第857号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の	指定居雪	宅 サ -	- Ľ	ス 事	業	斩	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名	称	所	在	:	地	JH AC +73 LI	プ こハの行主共
医療法人是成会	ヘルパーステーションく	ぼ	愛媛県今清	台市内堀一丁	目 1 番19号	-	平成25年6月1日	訪問介護
株式会社あけぼの	ヘルパーステーションあ	いか	愛媛県宇	和島市高串 2	2番耕地19	1番地	平成25年6月1日	訪問介護
株式会社サット	愛リス介護サービス		愛媛県八棹	播浜市191番地	也		平成25年6月1日	訪問介護
医療法人社団栗整形外科病院	短期入所生活介護くりの	み2	愛媛県四国	国中央市中之	庄町402番	地 1	平成25年6月7日	短期入所生活介護
株式会社ベルワイド	おるde新町短期入所生	活介護事業所	愛媛県八韓	播浜市字新町:	272番地 1		平成25年 6 月10日	短期入所生活介護
株式会社アイダシステム	訪問看護ステーション優		愛媛県四国	国中央市上分	町728 - 1		平成25年 6 月15日	訪問看護
株式会社サン・ファミリア	ケアスタジオサン・ファ	ミリア	愛媛県四国ンライズ	国中央市妻鳥 1階	町1012 - 3	3 サ	平成25年 6 月15日	通所介護
株式会社ライフ・シェアリング	ライフ・シェアリング訪 ション	問看護ステー	愛媛県北等 地 1	宇和郡鬼北町	大字奈良4	134番	平成25年 6 月17日	訪問看護
ファミリー合同会社	ファミリー訪問介護事業	所	愛媛県南雪	宇和郡愛南町	福浦1581		平成25年 6 月24日	訪問介護
合同会社ヒカルの里	訪問介護事業所ヒカルの	里	愛媛県宇和 の1	和島市津島町	田之浜171	5番地	平成25年 6 月27日	訪問介護

○愛媛県告示第858号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指定介護予防	サービス事業所	指定年月日	サービスの種類
医療法人是成会	ヘルパーステーションくぼ	愛媛県今治市内堀一丁目 1 番19号	平成25年6月1日	介護予防訪問介護
株式会社あけぼの	ヘルパーステーションあいか	愛媛県宇和島市高串 2 番耕地191番地 1	平成25年6月1日	介護予防訪問介護
株式会社サット	愛リス介護サービス	愛媛県八幡浜市191番地	平成25年6月1日	介護予防訪問介護
医療法人社団栗整形外科病院	短期入所生活介護くりのみ 2	愛媛県四国中央市中之庄町402番地 1	平成25年6月7日	介護予防短期入所 生活介護
株式会社ベルワイド	おる d e 新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市字新町272番地 1	平成25年 6 月10日	介護予防短期入所 生活介護
株式会社アイダシステム	訪問看護ステーション優	愛媛県四国中央市上分町728 - 1	平成25年 6 月15日	介護予防訪問看護
株式会社サン・ファミリア	ケアスタジオサン・ファミリア	愛媛県四国中央市妻鳥町1012 - 3 サンライズ 1階	平成25年 6 月15日	介護予防通所介護
株式会社ライフ・シェアリング	ライフ・シェアリング訪問看護ステー ション	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4134番 地 1	平成25年 6 月17日	介護予防訪問看護
ファミリー合同会社	ファミリー訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町福浦1581	平成25年 6 月24日	介護予防訪問介護
合同会社ヒカルの里	訪問介護事業所ヒカルの里	愛媛県宇和島市津島町田之浜1715番地 の1	平成25年 6 月27日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第859号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	サ	-	ビ	ス	事	業	所		サービスの種類
名称又は氏名	名				称		所		在		地	廃止年月日	
大 西 克 幸	二光クリ	ニック				愛	愛媛県伊予郡砥部町大南457番地 1		平成25年6月1日	短期入所療養介護			

○愛媛県告示第860号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指に店七川 護义抜争未有の有例	名				称	所		在		地	展业 4 月 日	
有限会社みのり	有限会社みのり			愛媛県:	大洲市新	f谷甲318	8番地		平成25年5月6日	居宅介護支援		
有限会社光タクシー	5<5<	介護相	談所の	ぞみ		愛媛県	新居浜市	がの木	町5番	1号	平成25年 6 月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第861号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	介	護	予	防	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7:	Έ		地	展业平月日	リーころの程規
大 西 克 幸	二光ク!	ノニッ	ク				愛	媛県伊	₹予郡	砥部	订大南	457番	地 1	平成25年6月1日	介護予防短期入所 療養介護

○愛媛県告示第862号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 松山市窪野町及び久谷町地域に係る県営土地改良事業計画を定めた ので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画 書の写しを縦覧に供する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(ため池等整備事業・窪野地区)計画書の写
- 2 縦覧期間

平成25年7月24日から8月20日まで

3 縦覧場所 松山市役所本庁

○愛媛県告示第863号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 今治市玉川町鈍川字柱ヶ谷庚432の2、庚432の12、庚432の13、 玉川町與和木字コセブラ甲572、字コセフラ甲860の1、乙6の3、 乙9の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 玉川町鈍川字柱ヶ谷庚432の2、庚432の12、庚432の13
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第864号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町小鴨部字三谷乙96の 2、字天ヶ森乙148の 2、字 ゾゴノ谷乙166、字谷山乙176の 2、乙207の 2、乙218の 1 から乙 218の 3 まで、字黒谷乙197、字禅ヶ乙220の 2、乙221の 2、乙221 の11から乙221の14まで、乙222の 2、乙222の 3、乙223の 1、乙 226の 1、字中山乙249の 1、乙249の 4、乙255の 5、字大谷乙311、 玉川町畑寺字山ノ神乙224、字ズ井京乙231、字棚田乙266の 1、 玉川町鈍川字コシト庚170の 1、庚170の28、字マトコヤ越庚198 の 1、庚198の39から庚198の42まで、字金山庚238の 1、字金山 赤土庚241の 1、庚241の33、字ナカヲ庚352の 1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第865号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として 指定された目的

平成2年4月9日農林水産省告示第514号(二に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第866号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、

次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として 指定された目的

平成4年3月13日農林水産省告示第334号(一に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 111. - 1. 11 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. - 111. -

○愛媛県告示第867号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、 定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成25年7月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件
- (1) ア 免許番号 定第1号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町二見地先
- 労漁場の区域

アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町二見谷尻主石鼻岩

点 ア Aから142度37分150メートルの点

イ Aから161度50分900メートルの点

ウ Aから150度50分900メートルの点

- ウ 地元地区 西宇和郡伊方町二見
- エ 制限又は条件
- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (2) ア 免許番号 定第2号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町白浜地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町白浜波止突端中央

- B 南宇和郡愛南町白浜耳毛鼻岩
- 点 ア Aから114度90メートルの点
 - イ Bから94度100メートルの点
- ウ 地元地区 南宇和郡愛南町白浜
- エ 制限又は条件
- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 2 免許予定日

平成26年1月1日

3 申請期間

平成25年7月23日から10月31日まで

4 存続期間

平成26年1月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第868号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年7月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定年月日
株式会社ケアジャパン	松山市中央一丁目17番 35号	介護職員初 任者研修に 関する課程	平成25年 7月12日

平成25年 7 月23日 発行